第二十七条の六第三項	前条第一項	前期算定基礎期間（附則第十二項の規定により読み替えられた第二十七条の三第一項に規定する前期算定基礎期間をいう。）及び後期算定基礎期間（附則第十二項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する後期算定基礎期間をいう。）に係る前条第一項

附則第十四項の表第二十七条の六第三項の項の次に次のように加える。

第二十七条の六第四項	第三回目の給付金	第三回目の給付金、第四回目の給付金及び第六回目の給付金

附則第十四項の表第二十七条の七第一項の項中「第二十七条の七第一項」を「第二十七条の十一第九項」に改める。

附則第十五項中「第二十七条の七まで」を「第二十七条の六まで」に改め、同項の表第二十七条の四第一項の項中「二・五七一」を「三を」に、「一・八四」を「一・五三三三三三を」に、「第四回目の給付金」を「第五回目の給付金」に改め、同表第二十七条の四第二項の項中「第四回目の給付金」を「第五回目の給付金」に改め、同表第二十七条の四第三項の項中「第三回目の給付金」を「第四回目の給付金」に、

退職の翌年	六十一歳の年

を

第二回目の給付金の額	第五回目の給付金の額

に改め、同表第二十七条の四第四項の項中「第二十七条の四第四項」を「第二十七条の四第六項」に改め、同項の前に次のように加える。

第二十七条の四第四項	第三回目の給付金の額は、これら	第六回目の給付金（附則第十二項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する第六回目の給付金をいう。以下同じ。）の額は、附則第十二項の規定により読み替えられた同条第二項及び第三項
	第三回目の給付金の額に	第六回目の給付金の額に
第二十七条の四第五項	第三回目の給付金	第六回目の給付金

附則第十五項の表第二十七条の五第一項の項を次のように改める。

第二十七条の五第一項	第一回目及び第二回目	第四回目及び第五回目
	退職した日	年齢六十年に達する日の翌日

附則第十五項の表第二十七条の五第二項の項中「第三回目の給付金」を「第四回目の給付金」に、「第五回目の給付金」に改め、同表第二十七条の六第一項の項中「第二十七条の六第一項第一号」に改め、同表第二十七条の六第二項の項中「第三回目の給付金」を「第四回目の給付金」に、「第四回目の給付金」を「第五回目の給付金」に改め、同項の次に次のように加える。

第二十七条の六第四項	第三回目の給付金	第六回目の給付金

附則第十五項の表第二十七条の七第一項の項及び第二十七条の七第二項の項を削り、同表第二十七条の九第一項及び第五項の項中「及び第五項」を削り、「第三回目の給付金」を「第四回目の給付金」に、

第二回目の給付金	第四回目の給付金
第三回目の給付金	

を

第二回目の給付金	第五回目の給付金
第三回目の給付金	第六回目の給付金

に改め、同項の次に次のように加える。

第二十七条の九第五項	第一回目の給付金	第四回目の給付金
	第二回目の給付金	第五回目の給付金

附則第十五項の表第二十七条の十一第一項の項中「第三回目の給付金」を「第四回目の給付金」に、「退職の翌年」を「第二回目の給付金」に、「六十一歳の年」を「第五回目の給付金」に、「第二回目の給付金」を「第三回目の給付金」に、「第四回目の給付金」を「第六回目の給付金」に改め、同表第二十七条の十一第四項の項を次のように改める。

第二十七条の十一第四項	退職の翌年	六十一歳の年
	第二回目の給付金	第五回目の給付金

附則第十五項の表第二十七条の十一第四項の項の次に次のように加える。

第二十七条の十一第五項	第三回目の給付金	第六回目の給付金

附則第十五項の表第二十七条の十一第六項の項を次のように改める。

第二十七条の十一第六項	退職の翌年	六十一歳の年

附則第十五項の表第二十七条の十一第七項の項を削り、同表第二十七条の十一第八項の項中「第二十七条の十一第八項」を「第二十七条の十一第七項及び第八項」に、「第二回目の給付金」を「第一回目の給付金」に改め、同表第二十七条の十一第十項の項中「第二十七条の十一第十項」を「第二十七条の十一第九項」に、「第三回目の給付金」を「第四回目の給付金」に改める。